

第18回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	計
件 数	1	1	2

(2) 議案の名称

<予算>

議案第118号 令和5年度尼崎市一般会計補正予算（第8号） … 3

<条例>

議案第119号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について … 7

<令和5年12月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第118号	所 管	各事業所管課																				
件 名	令和5年度尼崎市一般会計補正予算(第8号)																								
内 容																									
1	<p>補正予算の内容</p> <p>福祉施設等の利用者への安定的なサービス等の提供に資するため、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける福祉施設等に対する支援を実施することに伴い、補正を行う。</p> <p>各事業の概要は別紙のとおり。</p>																								
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">229,196,375</td> <td style="text-align: center;">204,959</td> <td style="text-align: center;">229,401,334</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	229,196,375	204,959	229,401,334														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																							
229,196,375	204,959	229,401,334																							
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">204,959</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">201,443</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育費</td> <td style="text-align: center;">3,516</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">204,959</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">204,959</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	204,959	民生費	201,443			教育費	3,516	合 計	204,959	合 計	204,959
歳 入		歳 出																							
款	補正予算額	款	補正予算額																						
国庫支出金	204,959	民生費	201,443																						
		教育費	3,516																						
合 計	204,959	合 計	204,959																						

補正予算の内容

(1) 福祉施設等物価高騰対策支援事業費	172,820 千円
<p>介護施設及び障害福祉施設等の利用者への安定的なサービス等の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設等に対して、一時支援金を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：特別養護老人ホーム等入所施設、デイサービス等通所施設、訪問サービス等事業所 ・補助金額：入所施設 定員 1 人当たり 15,000 円 ただし、共同生活援助事業所は、定員 1 人当たり 12,000 円 日常生活支援住居施設は、定員 1 人当たり 27,000 円 通所施設 定員 1 人当たり 3,000 円 訪問サービス等事業所 1 事業所当たり 59,000 円 	
(2) 教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	32,139 千円
<p>教育・保育施設等の利用者への安定的な教育・保育等の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設等に対して、一時支援金を給付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：教育・保育施設等、民間児童ホーム、母子生活支援施設 ・補助金額：入所施設 児童 1 人当たり 15,000 円 通所施設 児童 1 人当たり 3,000 円 	

費目別事業概要

民生費	201,443 千円
<p>福祉施設等物価高騰対策支援事業費（障害者施設等）</p> <p>障害者施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設等に対して、一時支援金を給付する。</p>	37,975 千円
<p>福祉施設等物価高騰対策支援事業費（介護施設等）</p> <p>介護施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設等に対して、一時支援金を給付する。</p>	128,776 千円
<p>福祉施設等物価高騰対策支援事業費（障害児施設）</p> <p>障害児施設の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設に対して、一時支援金を給付する。</p>	5,124 千円

教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費（母子生活支援施設） 母子生活支援施設の利用者への安定的な支援の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設に対して、一時支援金を給付する。	300 千円
教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費（教育・保育施設等） 教育・保育施設等の利用者への安定的な教育・保育の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設等に対して、一時支援金を給付する。	25,749 千円
福祉施設等物価高騰対策支援事業費（日常生活支援住居施設） 日常生活支援住居施設の利用者への安定的な支援の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設に対して、一時支援金を給付する。	945 千円
教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費（民間児童ホーム） 民間児童ホームの利用者への安定的な保育の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設に対して、一時支援金を給付する。	2,574 千円
教育費	3,516 千円
教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費（教育・保育施設） 教育・保育施設の利用者への安定的な教育・保育の提供に資するため、物価高騰の影響を受ける当該施設に対して、一時支援金を給付する。	3,516 千円

<令和5年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第119号	所 管	窓口サービス推進担当
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の制定により、現在、戸籍の本籍地等の市区町村で交付等をしている戸籍届書の記載事項証明書（婚姻の届書等の書類に記載されている内容の証明書）に加えて、「届書等情報内容証明書」（婚姻の届出等の書類に記載されている内容を画像情報として作成したもの）の交付等が可能となる。</p> <p>また、同法の制定により、行政機関に戸籍謄本等を提出する必要がある手続きについて、戸籍謄本等の提出に代えて、国の情報連携システムを介してオンラインで「戸籍（除籍）電子証明書」を行政機関に提供することが可能になることに伴い、この手続きに際して必要となる「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」を交付するため、これらに必要な手数料を追加するための所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>第2条の手数料を徴収する事務及び手数料の額に次に掲げるものを加える。</p> <p>(1) 届書等情報内容証明書の交付又は閲覧 350円</p> <p>(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の交付 400円</p> <p>(3) 除籍電子証明書提供用識別符号の交付 700円</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年3月1日</p>					

尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(11)の2 戸籍法(昭和22年法律第224号)</u> <u>第120条の3第2項に規定する戸籍電子</u> <u>証明書提供用識別符号(以下この号におい</u> <u>て「識別符号」という。)の発行(次のい</u> <u>ずれかに該当する場合におけるものを除く。)</u> <u>識別符号1件 400円</u></p> <p><u>ア 情報通信技術を活用した行政の推進等</u> <u>に関する法律(平成14年法律第151</u> <u>号。以下「情報通信技術活用法」という。)</u> <u>第7条第1項の規定により情報通信技術</u> <u>活用法第6条第1項に規定する電子情報</u> <u>処理組織(以下「電子情報処理組織」と</u> <u>いう。)を使用する方法(市長が別に定め</u> <u>る方法に限る。以下この号及び第13号</u> <u>の2において同じ。)により識別符号の発</u> <u>行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子</u> <u>証明書(戸籍法第120条の3第1項に</u> <u>規定する戸籍電子証明書をいう。以下こ</u> <u>の号において同じ。)の提供の請求が情報</u> <u>通信技術活用法第6条第1項の規定によ</u> <u>り電子情報処理組織を使用する方法によ</u> <u>り行われた場合に限る。)</u></p> <p><u>イ 識別符号の発行に係る戸籍電子証明書</u> <u>の提供の請求に併せて当該戸籍電子証明</u> <u>書により証明される事項と同一の事項が</u> <u>記載された戸籍謄本等(戸籍の謄本若し</u> <u>くは抄本又は戸籍法第120条第1項に</u> <u>規定する戸籍証明書をいう。)の交付の請</u> <u>求が行われた場合</u></p> <p><u>(13)の2 戸籍法第120条の3第2項に規定</u> <u>する除籍電子証明書提供用識別符号(以下</u> <u>この号において「識別符号」という。)の発</u> <u>行(次のいずれかに該当する場合における</u> <u>ものを除く。)</u> 識別符号1件 700円</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>

<p><u>ア 情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書（戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の提供の請求が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）</u></p> <p><u>イ 識別符号の発行に係る除籍電子証明書の提供の請求に併せて当該除籍電子証明書により証明される事項と同一の事項が記載された除籍謄本等（除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍法第120条第1項に規定する除籍証明書をいう。）の交付の請求が行われた場合</u></p> <p>(14) <u>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出又は申請の受理の証明、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明及び同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報（同法第120条の4第1項に規定する届書等情報をいう。次号において同じ。）の内容の証明</u> 1通 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により上質紙を用いる場合にあつては、1,400円）</p> <p>(15) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧及び同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を同項に規定する方法により表示したものの閲覧</u> 書類又は届書等情報に係る同法第120条の4第1項</p>	<p>(14) <u>戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明</u> 1通 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により上質紙を用いる場合にあつては、1,400円）</p> <p>(15) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧</u> 書類1件 350円</p>
--	--

に規定する届書等 1 件 3 5 0 円	
----------------------	--